

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-2-1
許認可等の種類	労働金庫の事務所の特殊事情による休日の承認			
根拠法令条例等・条項	労働金庫法施行令第6条第2項第2号及び第11条第1項第4号、労働金庫法施行規則第110条			
許認可等の概要	金庫の事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により、休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げないおそれないものとして事務所につき休日の承認			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定（審査基準が法令の定めに尽くされているもの）</p> <p>[参考]</p> <p>労働金庫法施行規則第110条第2項</p> <p>(1) 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>(2) 当該申請に係る事務所の会員その他の顧客の利便を著しく損なわないこと。</p> <p>(3) 当該申請に係る事務所が当座預金業務を行っていないこと。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>労働金庫法施行規則第157条第1項及び第2項(標準処理期間)</p> <p>1か月以内</p>			
期間の制定根拠	—			